第5回 三重県議会議会改革諮問会議(概要)

平成22年7月28日(水)14:00~16:00 三重県議会議事堂6階601 特別委員会室

1 議長あいさつ

(三谷議長)

三重県議会では、次の第三次戦略計画が議決対象になりましたので、議会の方でこれを どう議論し、議会の意向をどう反映させていくか、その仕組みづくりの対応の議論に入ら せていただいています。

国の方では、議会の在り方等も含めた地方政府の在り方が、基本的な議論の遡上に上ってきていますが、8月2日には、大阪国際交流センターにおいて、第6回全国自治体議会改革推進シンポジウムを企画しており、議会内閣制を唱えています大阪府の橋下徹知事や、元総務大臣の増田さん、国の方からは逢坂誠二さんに基調講演をいただき、議会の在り方、自治体の在り方等をしっかりと議論させていただきたいと思っています。

今日は、我々三重県議会の改革をさらに推進していく基本的な立場で、いろいろご指導 ご支援を賜ることになると思います。よろしくお願いを申し上げ、簡単ですがご挨拶に代 えさせていただきます。

2 審 議

(1)市町議会との交流・連携の在り方について

(江藤会長)

本日は、5月14日に出しました第一次答申の「今後さらに議論すべき主要課題」の項目 のうち、3項目を中心に議論していきたいと思います。

最初に、「市町村議会との交流・連携の在り方について」ですが、答申の中で「期待される試行的取組」にも触れられています。県議会ではこの点について詰めた議論もしていると聞いていますので、これまでの経過について事務局から報告をお願いします。

(事務局)

先の答申をいただいた後、その内容について、議会改革推進会議等で市町議会との交流・連携の方針を検討いたしました。その方針により市町議会の方へ参加希望を照会させ

ていただき、希望のあった中から日程、地域の調整を行い、資料2のとおり決定したとこ るです。

(江藤会長)

これについては廣瀬委員が提案され、検討に際しても助言をされているということです ので、中身について廣瀬委員から説明していただきたいと思います。

(廣瀬委員)

今年の初め、合わせて13の市町議会と意見交換をさせていただき、その中でいろいると問題提起がありましたけれども、基本的に市町議会と県議会との交流が必要だという概ねの一致がありました。しかしながら、市町議会の受け止め方として、県と市町の関係は対等と位置付けるものの、一面では上下関係で捉えやすく、県政の支援を期待したり、陳情、要望的なものもあります。

意見交換の場を求める場合にも、何かを訴える場が欲しいという意向も一部にはありました。他方、県議会に呼び出されて、「あなた方も議会改革をやりなさい」と指導をされるのではないかという受け止め方もあり、慎重に配慮しながら場を設けないといけないと強く感じたわけです。

ですので、複数の市町にわたる圏域の課題を共有しつつ意見交換をするということと、 議題設定については、県議会として提起をするものと、市町議会から提起するものを対等 に位置付けることが、適切ではないかと思いました。

県議会側からの提案としては、自治体議会全般に共有されている大きな課題を取り上げ、 それに対応していく際にも、市町議会と県議会が同じ立場で取り組んでいける種類の課題 設定をするのが良いと考えました。

それで、今、地方自治法の抜本改正についての議論が総務省でも進められており、そこでは首長と議会の関係、あるいは今後の議会制度の在り方について議論が既に行われつつありますので、市町議会と県議会の共有の課題としてご提案した次第です。

また、市町議会からは、それぞれから意向を出していただいて、同じ比重で議論する場を持つことが大事ではないかと思っています。

志摩市と南伊勢町を選んだ理由は何ですか?

(事務局)

各市町議会に参加意向を照会しまして、希望のあった中から、地域的なつながりや日程 を考慮して決められました。

(廣瀬委員)

補足しますと、市町議会との対面調査で、南伊勢町議会さんは会派等で議会報告会を行ってみえて、そういう観点や趣旨から県議会と町議会との交流を是非やりたいというご意向もあったところです。

(相川委員)

試行的な取り組みとして期待しています。ただ、今後の地方自治法改正における議会の 位置付けのような共通テーマでやった方が良いのか、それとも、その地域の事情に合わせ た独自のテーマを設定した方が良いのか、どちらでしょうね。

(廣瀬委員)

恐らくは、市町議会からは地域独特のテーマが出ることが想定されますので、では県議会側からのテーマとして何が良いかと考えた時に、大きな制度論の話題であれば、同じ立場で議論ができると思った次第です。

(駒林委員)

非常に良い取組と思いますが、この地域の選出議員は関係しなくてよいのでしょうか?

(廣瀬委員)

少なくとも、そこの選挙区選出の方だけに限定しない方がいいと思います。また、テーマによっては政策的な内容が当然あり得ますから、所管の常任委員会関係者にも出ていただく必要があると思いますが、その地域出身の方が全く加わられないということは、多分ないと思っています。

まずは、やり始めることがすごく大事で、特に、今の自治体改革の議論が動いている時 に、同じ自治体議会のメンバーが議論するという点は、すごく大事なことだと思います。

ただ、今後の広域自治体議会の在り方の議論とも重なるのですが、市町議会は住民の意向を直接聞いているところであり、広域自治体議会としては、直接住民の声を聞くとともに、市町議会を通して住民の声を聞いていく課題があるということも、今まで議論してきています。

それから、広域圏域ごとに課題があるとすれば、その議論もしていきたいという意味で、 市町議会との連携は今までも話が出ていますので、こういう試行的な取組をする中で、これらの課題が明確になってくるのではないかと思います。

(廣瀬委員)

基礎自治体の議会では、議会報告会或いは市民との意見交換会など、直接市民と接する場を持つ例がどんどん増えてきていて、もう3桁になっていますが、大抵の場合、最初のうちは、お互いにコミュニケーションのとり方がよくわからなくて、苦情や要望、陳情を山ほど出されて帰ってきたということも起こるわけですが、何年か蓄積していくうちに、何が効果的かがお互いにわかるようになり、それなりに進化していっているように思います。

今回は、完成形のモデルケースではありません。 1 回目で成果を直に求めるのではなくて、試行錯誤をして何度かやっているうちに、どうやれば良いのかが見えてくる、そのための試行だということをご理解のうえ着手をしていただければと思います。

(江藤会長)

これについて議員の方々から何かありましたら。

(三谷議長)

以前、伊賀地区の市議会議員さんと三重県議会が交流した時には、陳情、要望大会になってしまって、それが今だに一種のトラウマとして残っていますので、こういうことに踏み出すには勇気の要る話ですが、今回はぜひ成功させたいと思っています。その意味では、

予め志摩市議会や南伊勢町議会の方に、こちらの趣旨をよく徹底させてから始めた方が良いと考えています。

(2) 「開かれた議会」の効果的な取組方策について

(江藤会長)

この「開かれた議会」については、各種調査結果によると、県民のニーズがかなり高く、 今後の政策形成にもつながる重要なものということで、全国には様々な取組があります。 これを確認しながら議論したいと考えますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3について説明。

自治体議会改革フォーラムが毎年実施している調査を基にまとめたもの

(廣瀬委員)

この調査を実施している当事者として、少し補足させていただきます。

「開かれた議会」の要素として、議会の審議過程が住民に対して開かれているか、それから、議会報告会或いは意見交換会など、アウトリーチ的に相手のところに行って意見を聞く活動がどのように広がってきているか、といったことを中心に調べています。

審議過程の参加については、傍聴者の発言は、日本の議会では少し馴染みがないことですが、地方行財政検討会議の検討項目として、議事の中における市民参加の方法がありまして、例えば委員会の最終のところで住民から質問を受けて、それに委員が答弁をするとか、或いは委員会の附属機関のような形で住民を交えて調査をするといった諸外国の例が検討の参考として入ってきています。

それから、住民との直接対話ですが、過去4年間の議会報告会の普及状況として、2006年中にやったところは全国で8議会だったのが、2010年調査では100議会を超えています。これまで広域自治体議会では難しいという議論もありましたが、岩手県議会の「本音で語ろう県議会」などのように、直接、住民と意見交換をする場を、幾つかの府県議会が既に始められていますので、参考にしていただければと思います。

10年ほど前までは「開かれた議会」というのは、情報提供とか本会議を公開するというレベルの話だったのですが、それはもう前提だということで、審議過程の中にどのように参加させていくか、住民との直接対話をどのくらい実現していくかなど、かなりレベルが違ってきています。ネーミングもそろそろ変えていかないといけないのかもしれませんね。それでは、それ以外の資料も出ておりますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料4(三重県における広聴広報制度)

資料5(全国自治体議会における議会モニター制度の状況)

資料6(議会出前講座の一般対象化の試行に向けた検討について) を説明。

(江藤会長)

私たちが提案しているものとして議会出前講座の一般対象化がありましたが、これについてはいかがでしょうか?

(相川委員)

私がこの一般対象化を特に強調させていただいたのは、3月にNPOやシンクタンクのヒアリングを行った経験からです。直接対話と言いますか、「県民の意見を議会が直接吸い上げる双方向の意見交換の場が欲しい」、「これからは一緒に連携していきたい」という声や、そのためには「アウトリーチの場と、特定の会派や議員ではない受け皿が欲しい」という要望が幾つかありましたので、このように一般対象化の試行を検討していただいているのは、非常に歓迎すべきことです。

広報広聴委員会の議員さんだけでなく、テーマに関する所管委員会の方が同席するということでは、特定の会派ではなく共通の議会として受け皿の体裁も整いますし、テーマ型ということにも対応できるかと思います。

ただ、「出前講座」という名称で広報しに出かけるだけでなく、相手から聴く広聴、ひいては協働で政策を練り上げる方向に進んでいければと思います。

今までの「議会出前講座」は、学校が対象なので広報に位置付けていましたが、広報広聴の双方向でとなると、名称についても検討した方がいいのでしょうね。何か提案ありますか?

(相川委員)

協働型政策提案というものを、もう少し柔らかい言い方をすることでしょうね。

岩手県は「本音で語る」と付けていますが、それほど陳情、要望ばかりでもない双方向 みたいな言葉を活かして考えたいと思います。

(廣瀬委員)

「出前講座」を少し拡大して、直接議会から発信したり、議会に対して何か意見を伺う場を設けたらどうかということですが、他の静岡県、京都府、大分県などでは「出前議会」というような名称で対話の場を持っているので、最初の入口としてはそういうことなのかと思います。

ただ、内容的には広報広聴の両方でやっていくのが良いのではないでしょうか。広聴の部分というのは、聴いた後で何をするかが問われますので、一旦聴いたらそれでお終いではなく、それをフォローアップする活動につなげることによって、県民との間のコミュニケーションを太くする、効果のあるコミュニケーションができる場だという意識を持てば、県民の方々にも受け止めてもらえる場づくりになると思います。

(江藤会長)

広聴広報会議でいろいろと議論されたということですが、どのような議論があったのか 教えていただければと思います。

(事務局)

目的や対象、テーマをもっと明確にしていかなければいけないというご意見が出されていました。

目的は、広報だけではなくて広聴も入れるということですが、いかがでしょうか。

(相川委員)

とくに今回、総合計画の戦略計画のレベルまで議決対象にしたという点で、少なくとも 県民にとって重要な課題に関しては、議会が主催するかたちで広く県民の意見を集める場 が必要ではないか、という意見は、ヒアリングの時にも強く出されていました。

これまで以上に広報広聴が必要ということですので、テーマとしては、まさに総合計画 などは緊急かつ恰好の課題ではないかと思います。

(廣瀬委員)

行政の「出前講座」では、メニューが例示してあって、その中から選んで申し出ができるというパターンもありますが、議会として県政の重要な事項だと考えている課題の中から、議会の考えを伝えたい項目、あるいは県民の皆さんの意見を伺いたい項目を幾つか例示して、それについて意見交換をしたいというグループなり地域から申し出をいただいて、そこへ行くという考え方はあると思います。

その場合、例えば議会が議決する事柄に関してであれば、議決をしていくプロセスにおいて、意見を伺って議論を深めていくことが目的になるし、そういう形であれば、何のための場であるかということも、県民の方にとっても明確になるのではないでしょうか。

(江藤会長)

課題を設定して対象を不特定多数にするのか、それとも特定分野の団体に限定するのかということもありそうですね。

(相川委員)

県議会として何を県民と共有したいかを示す上では、一般公募で広くやられた方が良いでしょうし、先ほど申し上げた総合計画の検討のように、NPO やシンクタンク、大学の研究者らとある程度セミクローズド深く議論した方が良い場合など、2段階のメニューが設定できれば、議員の皆さんにも負担にならないのではないかと思います。

(駒林委員)

総合計画や各部門の重要な計画について議会が住民の意見を求める場合、執行機関側の 職員は基本的に参加しないのでしょうか?

(江藤会長)

議会が報告会をしたり一般会議を行う場合、執行機関は出ませんね。自分たちで調査を して報告するという形になっています。

(駒林委員)

その場合には、事務局が一生懸命に勉強して、議員をサポートする必要があるのではないでしょうか。要するに、非常に細かな議論があって専門的な話になった時に、議員が十分に答えられない場合に備えて事務局がきちんと勉強してもらう必要があると思います。

(江藤会長)

既にやってみえる議員の方々は、基本的に事務局を頼らず自分で責任持って話しています。もちろん今後の新しいやり方としては、事務局と調整をしながら行うこともあると思いますが。

(廣瀬委員)

市町村議会で行っている事例では、基本的に壇上で答えているのは議員さんだけです。 ただ、議員が細かい技術的なことを説明する立場にあるのかというとそうではなく、政 策判断に関わる論点を議論して判断していくのが議会の役目ですよね。

逆に言えば、細かい行政的なことで対応できる要望であれば、議会に来なくても良いけれども、政策判断に関する意見、要望であれば議会に訴えることに意義があるとか、その辺りの感覚が、住民との間で共通了解として持つようになると、そういう心配はしなくてもよくなると思います。

もちろん、事前の調査や資料の準備については、議会事務局を自分たちの補佐機構或い はシンクタンクとして活用することはあると思います。

審議会との対話ということでは、栗山町議会が一般会議というテーマ設定型の対話の場で、総合計画を作る部会、執行機関職員の部会と議会との対話の場を1回持ち、それから、

公募の市民が入っている審議会と議場で対話されたというのがあります。それ以外では、 兵庫県三田市が自治基本条例づくりで、市議会の特別委員会が自治基本条例素案をつくり、 市民会議は別個に自治基本条例素案をつくり、それぞれ地区説明会を行っていて、最終的 には、市民、執行機関、議会の3者で対話をして、結論を出そうとしています。そういう やり方が、徐々に定着していくのではないかと見ています。

(江藤会長)

これについては、広聴広報会議で議論をされているということで、今後、期待をしたい と思います。

(森本副議長・広聴広報会議座長)

基本的には、今年中には実行したいと思っています。ただ、いろいろな議論がある中で、 一般向けにどのような形でやったらいいのか、知事も「出前講座」を公募でやっています が、我々議会の講座とは違ってくると思います。

これは私個人の意見ですが、例えば「三重の森林づくり条例」というものを議員提案でつくりましたが、私自身は森林環境税のようなものを県民に問うていくべきだろうと思っています。そのような課題について、県民と対話をしていくのも良いのではないかと思います。

出前講座の方法については現在、検討していますが、必ず今年中に実行するという答え はさせていただきます。

(江藤会長)

今年中にやるということは、そろそろ詰めていかないと時期的にあまりないと思います ので、ぜひ早めに考えていただければと思います。

(3) 広域自治体議会の役割について

(江藤会長)

広域自治体議会の役割について、第一次答申では大きく2つの内容があります。

1つ目は、基礎自治体との関係から見た広域自治体議会の在り方、2つ目は、地域主権戦略会議などでも議論している二元代表制の在り方についてです。

1つ目の議論をするにあたって、広域自治体の役割が何かを整理しておきたいということで、資料を用意していますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料7(地方自治法第2条第5項の条文及び逐条解説)を説明。

(江藤会長)

2000年の地方分権一括法の時に若干変わっていますけれども、第5項が基本的に都道府 県、広域自治体の事務だということです。それから第6項と絡めて言いますと、都道府県 と市町村は対等平等ということを原則にしているということです。

(駒林委員)

事務論の方から議論に入っていくと、どうしても昔の事業団体的な発想につながってくるのではないかと少し危惧しています。既に地方政府論で議論が進んでいるわけですから、やはり議会は立法府であるという形の議論で進めていかなければならないと思っているので、この資料を出された意味合いがわかりません。

(江藤会長)

自治体における議会の役割という言い方であれば、二元代表制の議論を詰めて議論すればいいと思いますが、基礎自治体とは違った広域性の議論、都道府県独自の役割があるのではないかということなのです。

恐らく、市町議会との関係の中で、広域的な事務を都道府県が責任を持つとすれば、ここの政策形成の在り方、監視の在り方について、議会はどのように関わってくるのか確定 しておかなければいけないという意味で資料を出させていただいています。

(駒林委員)

ただ実際には、都道府県は基礎自治体が担うべきものも担っていると考えられ、この3つに必ず当てはまるのでしょうか。最後の補完的な事務で全部カタが付くのかもしれません。

(相川委員)

一般的に執行機関では、小さな基礎自治体、例えば町や村にはある程度、都道府県がカバーに入るが、政令市については放っておくというのが、今までの関係だったと思います。 これが議会に当てはまるのかどうか分かりませんが、分権が進めば、中核市や特例市には 重めの権限が降りてくるでしょうから、以前と違うメニューの立て方が必要でしょうね。

(廣瀬委員)

この項目を第一次答申の中に盛り込んだ背景の一つには、市町議会から県政に対する要望が非常に多いということがあります。その時に、県としてやらなければいけない仕事やそれについての政策的な意思決定は、例えば条例を決めて何かやるのであれば当然、議会が判断することになります。県が何かをやるということについて、行政の方では市町の意向を聞きながら調整していく場をお持ちですが、議会間にはそれがありません。それでは広域自治体の議会というのは、県と市町の間のいろいろな役割分担について決めていく時に、どういう役割があるのかということを、もう少し詰めていく必要があるのではないかと思います。

そして現実に、県のやっている事務の中には広域的と言い切れない基礎自治体的なもの もかなり取り込まれていますので、広域自治体に期待するものが市町からも当然出てくる わけです。この辺りの整理をどうしていくかが、県議会にも投げかけられているのではな いでしょうか。

2月に市町議会から随分と要望を伺ってきましたけれども、県議会側から広域のコンセプトを示していかないと、全部降りかかってくるのではないでしょうか。でも、これは県の責任だというところのメッセージも出していかないと、県は何もしてくれないということになってしまいますので、そこの腑分けをする視点を持たないと、広域自治体の議会としてはもたないので、もう少し詰めていく必要があると思うところです。

(江藤会長)

逆に今、事務処理委任特例条例で、都道府県から市町村の方に権限をいろいろと降ろしていると思いますが、それも条例に基づいていることですから、腑分けをしていく役割が議会にはあると思います。だから事務の議論というよりは、政治の議論を議会でしていかなければいけません。

また、基礎自治体であれば一つの選挙区で議論をしますから住民代表だという言い方ができますが、都道府県の場合は郡、市が選挙区なので、住民代表の側面と地区代表的な面も持っていますので、広域自治体議会の議論をしていく時には、この両方あるわけです。

さらに、市町の首長や議会と連携していくときには、審議会的なものとして第二議会のようなものを県議会に位置付けるといった議論も今後、展望されてくるのではないでしょうか。それをこの諮問会議でどのくらい詰めることができるかは難しいところですので、問題提起、論点を出したという程度になってくると思います。

それでは次に、もうひとつの側面である二元代表制の議論について、議論していきたい と思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料8(地方自治法抜本改正に向けた議論の状況)

資料9(地方行財政検討会議第1分科会の検討項目に対する地方6団体の意見)

資料10(資料8及び資料9の論点整理)

資料 11 (英国の地方自治制度 - 議会内閣制の参考資料) を説明。

(江藤会長)

参考までに、国ではこういう議論もありますが、ここでは、三重県議会としての議会の 在り方、二元代表制について議論すればいいと思います。

(廣瀬委員)

今日の議題と重なってくるのは、市町村議会と広域自治体の議会とは、同じ制度設計ではなく、分けて議論すべきだということは、かなり明確なメッセージとして出されています。

地方行財政検討会議第1分科会も、広域自治体議会と市町村議会は違うという前提で議論を組み立てていますので、三重県議会の改革を踏まえて言うべきことが無いか、少し意識しておく必要があると思います。

(江藤会長)

本当に多様性を言うなら、そこの住民たちが決めればいい話だと思います。今回の議会

内閣制については、選択肢の一つに入れていいのかどうかが問題としてあります。二元代表制で首長と議会が緊張関係を持つことが、住民の不幸になるというとんでもない議論を展開している方々がいるみたいですが、住民の方に向き合いながら緊張感を持って執行機関とわたり合うことが大事なのだという従来の方向性で、第一次答申を出しているわけです。

ただ、ここでは三重県議会独自の議論をやっていますので、三重県議会における二元代表制を提案していこうというのが、私たちの課題となります。

(廣瀬委員)

今、名古屋市で総合計画の基本計画を修正議決したものが、再議にかかるという展開になっています。議会が計画を議決することが執行権の侵害にあたるか、予算を伴う事業を含んだ計画事項を議会が修正してはいけないというような話になると、何のための議決権かということになりますが、予算調製権が首長専権事項であることとの関連で、どう位置付けられるべきかというのが、現行制度のもとでは争点になっています。

他方、自治法改正に向けた議論の中では2つの方向性があって、 議会が執行権の行使により深く関わるような方向性と、 明確に2つの機関を責任や役割を分けていくという考え方が出ています。

その辺りについての一定の見解は求められるのではないかと思っています。個人的には、 分離型で政策の立案、確定までの権限をどのように効果的に果たしていくか、政策評価を 議会としてどのように的確に行って次のフィードバックをやるかを磨いていくという観点 で、これからの議会の在り方を検証していくのが、望ましいのではないかと思っています。

(江藤会長)

今の議論に基本的に賛同しますが、分離型については地方自治法上の拘束があって、この審議会について議論するのは難しいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(廣瀬委員)

制度構想の検討では、地方自治法の前提をもっと選択肢を自由にすべきではないかという話も出てきているので、近い将来、どちらを選ぶのかは、各自治体議会に問われることも想定されるので、そのことについての一定の見解は、最終答申に向けて持っておいても

いいのではないかとは思います。

(駒林委員)

とりあえずはの方向を基本としながら議論を進めていくべきという考えに賛成です。

(江藤会長)

ただ、もかなり地方自治法を変えないとできない議論なのです。

(相川委員)

ここでは、教科書的な二元代表制を念頭に置いて、現状をどうそれに近づけていくのか、 という方策の議論をしていました。この法改正の動きの話をどのように盛り込むのかにつ いては、ある程度、方向性が出来てから議論としてはどうでしょうか。

(江藤会長)

それでは、自治法だけでは解決できない問題がかなりたくさんありますので、これについては議論の状況を見ながら、ここでも議論をしていきたいと思います。

(江藤会長)

それで今、地方行財政検討会議から議会内閣制や分離型の2つの方向性が出ていますが、今、三重県議会がやられていることは、20年前だったらとても考えられない二元代表制です。開かれた議会、住民と議論していく、議決権限をきちんと活かしていく、こうしたことは20年前ではとても考えられないことでした。だから従来とは違う3つの形態、議会内閣制、分離型、そして三重県議会や栗山町議会がやられている機関競争型というのがようやく出てきたと理解をしながら、三重県議会について新たな提案をしたいと思います。

3 その他

(1)議会・会派・議員活動の実態把握について

(江藤会長)

「議会活動・会派活動・議員活動の役割と関係の整理」に関して、現状把握をしておく 必要があると考えています。そこで、実態調査の方法について、たたき台を作成しました ので、ご意見をいただきたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料12(議会・会派・議員の活動実施の把握方法について(素案))を説明。

(江藤会長)

3つの活動のバランス関係を今後、考えなければいけないので、議員活動の実態を把握するアンケートをしようということです。これで、会期制の見直しをしてからの変化が分かるのか少し心配なところもありますが、基本的にやる方向でいいでしょうか。

(廣瀬委員)

これはどれくらいの期間を対象に、例えば8月を聞いても仕方がないかもしれませんし、会期中と会期外をどのような比重にして把握するのか。会期の中でも、時期によって大分違うのではないかと思います。ただ、あまり長くすると把握しきれないということがあります。例えば県議会議員の皆さんに活動の記録をしていただくとしても、どれくらいの範囲であればデータの提供が可能かを相談していただいて、詰める必要があると思います。

(相川委員)

回答者の属性のところで当選回数を入れると、昔のことを知っている方と新しい方との 比較ができるのではないでしょうか。

また、議員報告会や活動報告紙のところも、後援者だけに限定しているのか、一般県民を対象にしているのかを分けた設問が多いので、問1の表も分けて聞く可能性があるのではないでしょうか。

(江藤会長)

また意見を言っていただいて、最終的には私に一任いただきたいと思います。

(2)今後の諮問会議のスケジュール

(江藤会長)

それでは、今後の諮問会議のスケジュールの確認をしておきたいと思います。

(事務局)

資料13(今後の諮問会議のスケジュール)を説明。

(江藤会長)

これについてはよろしいですね。

(3)その他(議員との意見交換)

(江藤会長)

本日の審議事項は以上ですが、議員の方から何かご意見はございますか。

(萩原議員)

やはり、開かれた議会の論議だとかを随分、努力してもらっていますが、県民の皆さんは「面白くない」「わからない」と言われる方が大変多いという現実があります。それはもっと私たちの工夫が必要なのでしょうけれども、合わせて二元代表制と言っている以上は、行政に対する監視役が、もっと県民にわかりやすく説明、報告されて、議会の役割が納得してもらえるのではないかと思っています。「出前講座」についても、議会の役割は行政のものとは違うのではないでしょうか。

議会が本当に三重県政の中で無駄づかいはないのか、ある面では議員そのものが無駄だとも言われていますが、そうではない事実を、県民と大いに議論していくことが求められているのではないかと、つくづく思っています。

議案に対する態度表明はインターネットで × が出ていますが、例えば、去年の3月末は暫定税率の一時廃止が県議会の議題になりましたが、地方税法が変わって、それに基づいて三重県条例の改正の賛否と言っても何のことかさっぱりわからないわけです。だけど、暫定税率を廃止してガソリン税が 25 円安くなる条例に対して、誰が賛成したのか反対したのかと言えば、とても関心を持つと思うのです。そういう広報が必要になってくるのではないでしょうか。紙面や時間と人が要りますから難しいかもしれませんけれども、そんな広報をやって、住民の皆さんの意見も聞いて、二元代表制としてのチェックをやった報告会が求められているのではないかと思っています。

(萩野議員)

「開かれた議会」という言葉の持つニュアンスだけだったら、三重県議会はもう全部開かれています。私たちが今考えるのは、審議過程、意志形成過程で県民の皆さんが参加するにはどんな方法があるべきなのか、その辺りをこの諮問会議でも議論してもらいたいと思います。

出前講座については、私も広報を担当していた時に議論させていただいたのですが、意見を聞いてきた後どう処理するのかという辺りがかなり難しいのです。議会全体としてその処理を具体的にどうするのかという議論をしっかりしないと、聞くだけに終わってしまうのではないかと思います。ただ、議会で議論したけれども、まとまらなくても良いと思うのです。そのような後の処理、議会全体としてどう議論していくかという辺りを明確にしておかないと、聞き置くだけになってしまいかねません。

市町議会との交流・連携は、双方に関係するものは何かないかと考えることが、まず重要ではないかと思います。例えば、県から市町への権限移譲は、三重県が全国で一番少ないのです。それはなぜか聞いてみましたら、市町は「お金が付いていないようなものは要らない」と言うのです。その辺りを、市町議会議員に聞いてみたら、ほとんど知らないという実態にあります。このように、双方が対等に話ができるものを見つけてくることが一番、市町との連携の議論を有効にさせていく一つなのではないかと思います。

それから、二元代表制のことは、恐らく全国の知事は、執行部の中へ議員が入ることに対しては嫌だと思います。うちの知事であれば絶対に拒否しますよ。

(江藤会長)

三重県の議会がまだまだ特殊なのですね。だから、野呂知事は嫌がるとは思いますけれ ども、他では、そうは思っていないところが多くあるのだろうと思います。

(三谷議長)

三重県議会も「県民ミーティング」という名前で議会の方に県民の方に来ていただいて、特定のテーマでいろいろと意見交換をさせていただいた経緯があるのですが、やはり続かないのです。なぜ続かないのかというと、参加された県民の方々は、「我々の意見が、どう具体化するのか」と、「県政の中にどう活かされていくのか」というところに期待を持たれますし、それに対する明確な回答が、議会の方からなかなか返せません。知事の方には執

行権というものがありますから、県民の方々もそれなりの期待を持って参加をされますが、 議会の方は言いっ放し、聞きっ放しの傾向がどうしても出てくるので、なかなか続かない ということが、一つの問題点ではないかと思っています。

小学生や中学生に議会の仕組みを説明する「出前講座」は大事だと思うのですが、これを一般化していく時に、どの時点で県民の方々と話をするのか。例えば、議決した後の報告を主にするのか、それとも議決以前に県民の方からの意見を聞いて議決に臨むのかと言えば、議決をする機関としての議会は、やはり議決をする以前に県民の皆様方の声をしっかり受け止めるというところに重点を置くことに、力点を置いた方が良いのではないかと、個人的には思っています。

また、今後しっかり諮問会議のご意見を参考にさせていただいて、議会改革を進めてい きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(江藤会長)

期待しています。議員の方々の意見を聞いてから審議をやった方が、内容は充実しそうだという勢いがありました。

今の県民のミーティングについて、継続しなかったということなのですが、今は議会報告会とか意見交換会とか、蓄積がいろいろなところでありますので、ぜひそれを参考にして、私たちもまた提案していきたいと思っています。